

I 協力金の概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためには、「3密」や「不特定多数の人が集まる場所」を避けていただくなど、接触機会を減らすことが重要です。

鹿児島県は、新型コロナウイルス感染症拡大につながるおそれのある施設に対し、令和2年4月25日（土）から同年5月6日（水）の間の休業や営業時間短縮（飲食店等に限る）のご協力をお願いいたしました。

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策休業等協力金（以下、「協力金」という。）は、本県の要請にご協力いただいた中小企業又は個人事業主等の方々に対し、支給するものです。

2 支給額

(1) 中小企業等 20万円

(2) 個人事業主 10万円

※ 複数の施設により要請にご協力していただいた場合は10万円を上乗せ

II 申請要件

次の全ての要件を満たすこととします。

- 1 申請者が、鹿児島県内に事業所を有する中小企業（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当するものをいう。以下同じ。）であって大企業が実質的に経営に参加していない会社又は個人事業主、組合、NPO法人等のその他法人。

※ ただし、国、地方公共団体等（法人税法別表第一に規定する公共法人）、政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他知事が適当でないと判断するものを除く。

- ・ 組合とは、企業組合、協業組合、事業協同組合等の各種組合をいう。
- ・ NPO法人等のその他法人とは、NPO法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、社団法人、財団法人、農業法人等の各種法人をいう。

- 2 申請者が、県の休業又は営業時間短縮の要請（期間：令和2年4月25日（土）から同年5月6日（水）までの間）について、「県が休業等の協力を要請した施設」（別表1）によりご協力いただいていること。
- 3 申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、鹿児島県暴力団排除条例第2条第1号から第4号に規定する暴力団等に該当しないこと。また、前述の暴力団等が、申請者の経営に事実上参画していないこと。

III 申請にかかる留意点

- 1 協力金の支給後、要件に該当しない事実や不正等が判明した場合、鹿児島県は、協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を返還するとともに、協力金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（協力金の額に年率10.95%の割合で計算した額）を支払うこととなります。
- 2 県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じる必要があります。
- 3 申請内容に不正があった場合など、必要がある際には、協力金の支給を受けた事業者名、対象施設などの情報を公表することに同意していただく必要があります。
- 4 この協力金は、今後確定申告に含める必要がありますので、税務上の処理についてはご注意ください。

IV 申請手続き等

1 申請期間

令和2年5月11日（月）から同年6月30日（火）まで（※当日消印有効）

2 申請書類一式（別表2を参照）

- ① 申請書類送付状（申請者による書類チェックシート）（様式1）
- ② 鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策休業等協力金申請書（様式2）
- ③ 本人確認書類の写し
- ④ 振込先口座を確認できる通帳等の写し
- ⑤ 営業活動の実態を確認することができる書類の写し
- ⑥ 業種に係る営業に許可等が必要な場合は、それを取得していることがわかる書類の写し
- ⑦ 休業等の状況がわかる書類（写しで可）又はその写真
- ⑧ 誓約書（様式3）

上記、申請書類一式を提出してください。必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

また、申請書類の返却はいたしませんのでご了承ください。

3 申請書類の入手方法

- ・ 鹿児島県庁のホームページ
（ホーム > 産業・労働 > 商工業 > 鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策休業等協力金について）
- ・ 鹿児島県の各地域振興局・支庁
- ・ 各市町村
- ・ 商工会議所・商工会
- ・ （公財）かごしま産業支援センター など

4 申請方法

簡易書留，レターパック（感染防止の観点から，持参による申請は受け付けておりません。）

※ 封筒には差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。送料は申請者による負担となります。また，申請者が郵便物の到達を確認できる方法（簡易書留，レターパック）でお願いします。

郵送途中の紛失等に関しては，当方として一切責任を負いかねますので，ご了承ください。

<宛先>

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県感染症対策休業等協力金 申請窓口 宛

5 支給の決定及び支給方法

申請書類の内容を審査し，要件に合致することを確認した上で，適正と認められるときに協力金の支給を決定します。

また，協力金の支給は申請者の指定する口座へ振り込むこととし，5月下旬からの支給を予定しています。

6 通知等

ご指定の口座に協力金をお支払いすることで通知に代えます。

【※ 振込時の表示：㌠㌠㌠㌠㌠㌠㌠】

ただし，協力金を支給しない旨の決定をしたときは，後日，不支給に関する通知書を発送いたします。

7 問合せ先

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策休業等協力金 専用相談窓口

（電話）099-286-2580

（受付時間）9：00～18：00（平日）

県が休業等の協力を要請した施設

1 基本的に休業の協力を要請した施設

種類	施設	備考
遊興施設	キャバレー ナイトクラブ ダンスホール スナック バー ダーツバー パブ 性風俗店 個室ビデオ店 ネットカフェ 漫画喫茶 カラオケボックス 射的場 ライブハウス 場外馬(車・舟)券場	
大学, 学習塾等	大学 専修学校・各種学校 専門学校 高等専修学校 自動車教習所 学習塾 英会話教室 音楽教室 囲碁・将棋教室 生け花・茶道・書道・絵画教室 そろばん教室 バレエ教室 体操教室	床面積の合計が100㎡以下 の場合は対象外
学校	幼稚園 小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 高等専門学校 中等教育学校 特別支援学校 日本語学校 外国語学校 インターナショナルスクール	
運動・遊技施設	体育館 屋内・屋外水泳場 ボウリング場 スケート場 ゴルフ練習場・バッティング練習 場の屋内施設 陸上競技場・野球場・テニス場(各 屋外運動施設の観客席部分が対象) 柔剣道場 スポーツクラブ ホットヨガ・ヨガスタジオ マージャン店 パチンコ店 ゲームセンター	

種類	施設	備考
運動・遊技施設	テーマパーク 遊園地	
劇場等	劇場 観覧場 ブネタリウム 映画館 演芸場	
集会・展示施設	集会場 公会堂 展示場 貸会議室 文化会館 多目的ホール	
博物館・ホテル等	博物館 美術館 図書館 ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る） 科学館 記念館 水族館 動物園 植物園	
商業施設	ペットショップ（ペットフード売り場を除く） ペット美容室 宝石類や金銀の販売店 住宅展示場（集客活動を行い、来場を促すもの） 古物商（質屋を除く） 金券ショップ アウトドア用品 スポーツグッズ店 ゴルフショップ 土産物屋 旅行代理店（店舗） アイドルグッズ専門店 ネイルサロン まつ毛エクステンション 岩盤浴 サウナ エステサロン 日焼けサロン 脱毛サロン 写真屋 フォトスタジオ 美術品販売 展望室	床面積の合計が100㎡以下 の場合は対象外

2 営業時間短縮を要請した施設

種類	施設	備考
食事提供施設	飲食店（居酒屋含む） 料理店 喫茶店等	営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請（宅配・テイクアウトサービスは除く）

申請書類一式

<p>1 申請書類送付状（申請者による書類チェックシート）（様式1）</p>
<p>2 鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策休業等協力金申請書（様式2） 記載内容に間違いのないよう十分留意してご記入ください。なお、手書きをされる方はボールペンでご記入をお願いします。 振込口座は、個人事業主の場合、申請者ご本人の口座（屋号付き口座を含む）に限ります。法人の場合は、当該法人の口座に限ります。 なお、記載内容に間違いがあった場合、協力金の支給ができなかったり、支払いが遅れることとなります。</p>
<p>3 本人確認書類の写し 本人確認のため、次の書類のいずれか1つを提出してください。（※A4サイズの用紙にプリント、又はA4サイズの紙に貼り付けたもの） （法人）法人代表者の運転免許証、保険証、マイナンバーカード（表のみ）等の書類 （個人）運転免許証、保険証、マイナンバーカード（表のみ）等の書類</p>
<p>4 振込先口座を確認できる通帳等の写し（口座名義がカタカナで記載されているページ） 口座名義がカタカナで記載されているページなど、確実に、金融機関、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人がわかるものとしてください。 電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳のパソコン画面等の画像を出力したものを提出してください。その際は、金融機関、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人（カタカナ）がわかるものとしてください。</p>
<p>5 営業活動の実態を確認することができる書類の写し ※ (1), (2)のいずれも提出してください。 (1) 確定申告書等 ・法人、個人ともに直近の確定申告書（税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるもの）を提出してください。課税所得がゼロ以下で申告が免除されている方は、直近の月末締めの上高がわかる帳簿（営業実態がわかる資料）で代用可。 ・事業開始後間もないため確定申告書を有していない方は、 ①個人事業の開業届出書又は法人設立設置届出書（どちらの場合も税務署の受付印があるもの） ②直近の月末締めの上高がわかる帳簿（営業実態がわかる資料） を提出してください。 (2) 申請する施設の写真 申請する施設の外観（社名や施設名（店舗名）がわかる写真）と内部の様子がわかる写真を、それぞれ複数枚提出してください。 （※A4サイズの用紙にプリント、又はA4サイズの紙に貼り付けたもの）</p>
<p>6 業種に係る営業に許可等が必要な場合は、それを取得していることがわかる書類の写し 法令等で求められている営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類等全て提出してください。（例）飲食店営業許可証、風俗営業許可証、古物商免許証 等</p>
<p>7 休業等の状況がわかる書類（写しで可）又はその写真 休業する施設の名称や休業等の状況（休業期間、営業時間の短縮）がわかる書類を提出してください。 また、施設内に複数の施設が混在している場合は、対象の施設部分が休業等を確実に実施していることがわかる書類を用意してください。 （例）休業や営業時間の短縮を告知する貼り紙、チラシ、ポスター、ホームページの画面コピー、チラシ等を貼り出したことが確認できる写真（A4以下のサイズはA4サイズの紙に貼り付けたもの） 等</p>
<p>8 誓約書（様式3）</p>